「プラットフォームサービスに関する研究会」開催要綱

1 目的

プラットフォーム事業者が大量の利用者情報を活用してサービスを提供していることを踏まえ、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等について検討するため、「プラットフォームサービスに関する研究会」を開催する。

2 名称

本研究会は、「プラットフォームサービスに関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 電気通信事業者及び国内外のプラットフォーム事業者における利用者情報(通信の秘密、プライバシー情報等)の取扱状況及びそれらに対するルール等の差異に関する事項
- (2) 国内外におけるプラットフォームを活用した円滑なデータ流通を促す観点から、 国内トラストサービスの在り方、海外諸国との相互運用を確保する方策等に関する 事項
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、研究会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (4) 座長は本研究会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (5) 座長は、必要があるときは、必要と認める者を本研究会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (6) 座長は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) 座長は、必要があるときは、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (8) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (9) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

|5 議事・資料等の扱い|

(1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。

(2) 本研究会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに 掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を 害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については非公開とする。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課及びデータ通信課並びにサイバーセキュリティ統括官室がこれを行うものとする。

「プラットフォームサービスに関する研究会」構成員等 (敬称略・五十音順)

【構成員】

生貝 直人 東洋大学 経済学部 総合政策学科 准教授

大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長

木村 たま代 主婦連合会 事務局長

崎村 夏彦 東京デジタルアイディアーズ 主席研究員

宍戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授

新保 史生 慶應義塾大学 総合政策学部 教授

手塚 悟 慶應義塾大学 環境情報学部 教授

寺田 眞治 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 主席研究員

松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授

宮内 宏 宮内・水町 IT 法律事務所 弁護士

森 亮二 英知法律事務所 弁護士

山口 いつ子 東京大学大学院 情報学環 教授

【オブザーバー】

個人情報保護委員会